

中心市街地の空き店舗を活用する事業者を応援します！

浦河町 中心市街地空き店舗 活用補助金

浦河町内の中心市街地地区にある**空き店舗**を活用して、
新たに事業を行う方へ、店舗家賃や改修費等を補助する制度です。

対象者

町内の中心市街地地区
(大通・浜町・入船町)に
ある空き店舗を活用して
事業を行う中小企業者・団体
対象外となる条件があります

対象経費

- 店舗家賃
- 設備費
- 原材料費
- 修繕費

補助対象経費は、空き店舗で事業を開始
する年度内に発生した経費のみが対象

空き店舗

上限

30万円 補助率1/2

対象事業

- ・週4日以上かつ一日5時間
以上営業する事業
- ・公序良俗に反する事業では
ない
- ・来店客が著しく限定される
事業ではない
- ・指定する業種を主たる事業
とする



詳細はこちらからご確認ください

申請方法

事業着手前に下記書類を提出してください

01

浦河町中心市街地
空き店舗活用補助金
申込書
事業計画書

02

空き店舗の概要が
わかる書類

03

写真
(事業開始前の状態を撮影したもの)

04

町税等の滞納がない
旨を証明する書類
(町外に住所がある方のみ)

お気軽にお問い合わせください

浦河商工会議所

0146-22-2366

浦河町役場 商工観光課

0146-26-9014

